

広島県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和四年六月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和四年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道津口国兼線	世羅郡世羅町大字津口字大宮地二四三八番五地先から世羅郡世羅町大字賀茂字定金二〇〇六番一地先まで	令和四年六月二三日